

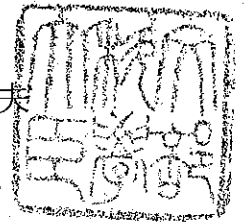
21文科高第786号  
平成22年3月29日



国立大学法人東京医科歯科大学長 殿

文 部 科 学 大 臣

川 端 達 夫



国立大学法人東京医科歯科大学の達成すべき業務運営  
に関する目標（中期目標）について

平成22年1月18日付け東医歯総第212号をもって中期目標についての意見（中期目標原案）提出のあった標記の件につき、別添のとおり定めたので、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第30条第1項の規定に基づき、貴法人に提示します。

国立大学法人東京医科歯科大学の達成すべき  
業務運営に関する目標（中期目標）

第二期中期目標期間（平成 22 年度～平成 27 年度）

## 国立大学法人東京医科歯科大学の中期目標

---

### (前文)大学の基本的な目標

東京医科歯科大学の基本的目標

- 1 幅広い教養と豊かな感性を備え、自己問題提起・解決型の創造力を持ち、国際性豊かな人材の養成を図る。
- 2 深い専門性と高度な技術を習得した、世界をリードする研究者並びに医療人の養成を図る。
- 3 質の高い医療を推進するため、国際的に最先端の基礎研究・臨床研究を展開する。
- 4 産学官の国内外研究機関との連携を推進し、世界トップレベルの研究拠点としての強化を図る。
- 5 高度医療と社会貢献の拠点としての病院機能の強化を図る。
- 6 患者中心の医療を実践する人材を育成する。
- 7 医歯学・生命科学・医療工学の教育、研究、診療を通じた国際貢献への取組を推進する。
- 8 社会的なニーズの多様化に対応した教育・研究を推進する。

### ◆ 中期目標の期間及び教育研究組織

#### 1 中期目標の期間

平成 22 年4月1日から平成 28 年3月 31 日までとする。

#### 2 教育研究組織

この中期目標を達成するため、別表1に記載する学部、研究科等及び別表2に記載する共同利用・共同研究拠点を置く。

### I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

#### 1 教育に関する目標

##### (1)教育内容及び教育の成果等に関する目標

##### ○アドミッションポリシーに関する基本方針

- 1) 医療人としての使命感と国際的視野を有する教育者、研究者、職業人となる人材を受入れる

##### ○教育課程、教育方法に関する基本方針

##### 【学士課程】

- 2) 幅広い教養と豊かな人間性並びに医療人としての深奥な倫理観を備えた人材を育成する。
- 3) 自己問題提起・解決型の創造力豊かで国際感覚と国際的競争力に勝れる人材を育成する。
- 4) 教育資源を有効に活用し、教育の質の維持・向上を図る。
- 5) 大学院進学後、高度の専門的知識・技術を円滑に習得できる基礎を備えた人材を育成する。

## 【大学院課程】

- 6) 医歯学、看護学・検査学、生命科学・生命情報学の各分野に求められる深い専門性と高度な技術を習得した、国際性、創造性豊かな人材を育成する。

### ○教育の成果・効果の検証

- 7) 多様かつ多段階からなる教育の成果・効果の検証を行う。

### ○成績評価に関する基本方針

- 8) 医療人養成の観点から厳正・適正な評価を行う。

## (2)教育の実施体制等に関する目標

### ○教職員の配置

- 9) 教育の実施体制を充実する。

### ○教育環境の整備

- 10) より充実した教育環境を構築する。

### ○教育の質の改善のためのシステム

- 11) 教員の教育能力の向上及び教育の質の改善と向上を図る。

## (3)学生への支援に関する目標

### ○学生の学習と生活支援

- 12) 学生が充実した学生生活を送るための、学習支援・生活支援・就職活動支援を充実する。

## 2 研究に関する目標

### (1)研究水準及び研究の成果等に関する目標

#### ○目指すべき研究水準

13) 質の高い医療を推進するため、国際的に最先端の基礎研究・臨床研究を展開する。

14) 産学官の国内外研究機関との連携を推進し、世界トップレベルの研究拠点としての強化を図る。

○成果の社会への還元等

15) 研究成果を広く社会に発信するとともに、その成果を産学連携により医療への活用を推進する。

**(2) 研究実施体制等に関する目標**

○研究者の配置

16) 最先端の研究や社会的要請の高い研究に即応できるよう、研究を推進するに相応しい研究者の配置を行う。

○研究環境の整備

17) 全学的な研究戦略・方針及び評価に基づき、研究資金の配分を行う。

18) 国際研究拠点形成のために、積極的な設備運用を行うとともに、研究支援組織の充実を図る。

○研究者支援

19) 若手研究者及び女性研究者支援を積極的に行う。

○知的財産の創出等と社会への還元

20) 基礎研究、トランスレーショナル研究を活性化し、その成果を知的財産として管理・運用する体制を充実させ、社会的貢献を図る。

○研究の質の向上システム

21) 研究者の評価システムを構築し、そのシステムに基づく評価を定期的・継続的に行い、優れた者にインセンティブを付与する。

○共同利用・共同研究拠点

22) 難治疾患研究所を共同利用・共同研究拠点として、学外の研究者の交流・研究支援の拡充を推進する。

**3 その他の目標**

**(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標**

○社会との連携・協力

23) 社会のニーズに対応した産学官連携研究を推進することで、積極的に社会貢献を図る。

○社会貢献

24) 社会に開かれた大学として生涯学習のための機会を提供する。

**(2)国際化に関する目標**

○国際化に関する基本方針

25) 国際化を推進するために学内環境の整備を行うとともに、教育、研究、医療を通じた国際貢献への取組を推進する。

**(3)附属病院に関する目標**

○管理運営体制の強化

26) 病院運営の効率化と財政基盤の充実を図る。

○安全で良質な医療の提供

27) 患者中心の安全かつ質の高い全人的医療を提供する。

○臨床研究の推進と医療の高度化

28) 高度医療の開発と実践及び先端医療を導入する。

○豊かな人間性を備えた医療人の育成

29) 豊かな人間性と高度な医療技術を兼備した医療人の育成を図る。

**(4)附属学校に関する目標**

○教育活動の基本方針

30) 豊かな人間性と専門職としての高い倫理観を有し、口腔保健学の高度な専門的知識と技能を備えた医療従事者を育成する。

○学校教育・運営体制

31) 学校の教育理念の実現にふさわしい教育・運営体制を構築する。

**II 業務運営の改善及び効率化に関する目標**

**1 組織運営の改善に関する目標**

○全学的な経営戦略

32) 学長のリーダーシップの下に、機動的・戦略的な大学運営を推進する。

○戦略的な学内資源配分

33) 全学的な経営戦略に基づく戦略的な学内資源配分を行う。

○教育研究組織の見直し

34) 社会ニーズ、学術研究の動向を踏まえ、教育研究組織の見直しを行う。

○人事の適正化

35) 弾力的な人事制度の構築や人的資源の活用など人事の適正化を図り、効率的な大学運営を行う。

## 2 事務等の効率化・合理化に関する目標

○事務組織の見直し

36) 事務組織の機能や編成の見直しを行う。

○事務処理の効率化・合理化

37) 事務処理を見直し効率化・合理化を行う。

## III 財務内容の改善に関する目標

### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

○外部資金の確保

38) プロジェクト研究や個別研究による外部資金の獲得を支援し増加させる。

○附属病院収入の確保

39) 附属病院運営の効率化と財政基盤の充実を図り、収入の増加に努める。

### 2 経費の抑制に関する目標

○経費の抑制

40) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年7月7日閣議決定)に基づき、総人件費改革における人件費削減の取組を行う。

41) 業務運営の合理化・効率化を図り管理的経費を抑制する。

### 3 資産の運用管理の改善に関する目標

#### ○資産の運用管理

42) 全学的且つ経営的視野に立ち、資産を効率的・効果的に運用する。

## IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

### 1 評価の充実に関する目標

#### ○評価の充実及び評価結果の活用

43) 自己点検・評価及び外部評価を厳正に実施するとともに、評価結果を大学運営の改善に活用する。

### 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

#### ○情報公開の推進

44) 学外への積極的な情報公開及び情報発信を行う。

## V その他業務運営に関する重要目標

### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標

#### ○施設等の有効活用の推進

45) 既存施設等の有効活用により、教育研究を活性化させる。

46) 施設の長期的利用を可能とする維持管理を充実する。

47) 地球環境等に配慮した教育研究環境を充実する。

### 2 安全管理に関する目標

#### ○安全管理

48) 情報セキュリティ対策を含め、安全管理体制の確立並びに安全性・信頼性のある教育研究環境を確保する。

### 3 法令遵守に関する目標

#### ○法令遵守

49) 業務運営を適正に行うために、法令遵守を徹底する取組を行う。



別表1(学部、研究科等)

学部	医学部 歯学部
研究科等	医歯学総合研究科 保健衛生学研究科 生命情報科学教育部

別表2(共同利用・共同研究拠点)

難治疾患研究所
---------